

香川高等専門学校修学サポート室規程

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第18条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校修学サポート室（以下「修学サポート室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 修学サポート室は、学生相談室と密に連携し、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の学生、保護者、学級担任等からの学業不振の相談、障がい学生支援委員会で決定された合理的配慮、身体的・精神的理由等による修学困難な事情に対する配慮などの教育的支援を行い、学生の勉学における環境や条件の維持向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 修学サポート室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生相談室が受けた相談内容を受け、当該学生の事情に応じた具体的な教育支援対策を検討・実施する。
- 二 障がい学生支援委員会で決定された合理的配慮を受け、当該学生の事情に応じた具体的な教育支援対策を検討・実施する。
- 三 身体的・精神的理由等による学業不振学生について学級担任等からの相談を受け、当該学生の事情に応じた具体的な教育支援対策を検討・実施する。
- 四 その他、必要に応じた具体的な教育支援対策を検討・実施する。

(組織)

第4条 修学サポート室に室長、副室長及び室員を置く。

(室長及び副室長)

第5条 室長は、教務主事をもつて充てる。

2 副室長は、学生相談室長をもつて充てる。

3 室長は、校長の命を受け、当該学生の事情に応じた具体的な教育支援のために必要な修学サポートチームを構成して対応させる。

(室員)

第6条 室員は、教務主事補、学生主事補、寮務主事補、学生相談室員をもつて充てる。

2 室員は室長の下、必要に応じた修学サポートチームの構成員となり、修学サポート

室の業務を処理する。

(修学サポートチーム)

第7条 修学サポートチームは、当該学生の学年主任または学科長を教育コーディネーターとし、室員及び必要に応じた関係教職員で随時構成する。

(事務)

第8条 修学サポート室に係る事務は、学務課及び学生課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、修学サポート室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。